

長崎市消費者行政について

長崎市の消費者行政は、国が昭和 43 年 5 月に消費者保護法を制定した同年 9 月に、消費生活相談窓口を当時の商工課内に新設したところから始まり、平成 10 年 9 月に長崎市消費者センターを開設し、今に至っております。

これまで取り組みを拡充する中で、消費生活相談員の増員、長崎市消費生活条例の制定、よりよい相談環境づくりに向けての相談室改修、庁内外の関係機関と連携した専門相談の実施等、多様化・複雑化する相談へ対応するための相談体制の充実のほか、地域に出向いての出前講座の実施、メール配信やホームページなどを利用したいち早い情報発信、各年齢層に適したパンフレットの作成、病院等への啓発掲示板の設置、高齢世帯への消費者啓発用マグネットシート配布等、消費者啓発のための様々な取り組みを行ってまいりました。そして、消費者教育推進法の理念に基づき、特に若者の消費者教育の取り組みを充実させました。

長崎市は、市民が安全で安心して快適に暮らせるまちをめざし、消費生活の安定及び向上を確保するとともに、消費者の権利を尊重し、市民一人ひとりが「自立した消費者」になること、すなわち「消費者力」を高めていくための施策に、これからも力強く取り組みます。

また、消費者安全法の趣旨に鑑み、被害の未然防止のために、消費生活弱者への適切な対応を行うなど、庁内外の関係機関とのさらなる連携強化を進めてまいります。

平成30年2月21日

長崎市長 田上富久